

平成23年9月5日  
政 策 経 営 部

## 「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」の策定について

### 1 主旨

世田谷区基本構想については、策定より16年が経過し、区を取り巻く社会情勢も大きく変化していることから、平成25年度を目途に、平成26年度を初年度とする新たな基本構想及び基本計画を策定する。

### 2 基本構想、基本計画の位置づけと想定期間

#### (1) 基本構想（平成26年度～）

世田谷区の特長、歴史的経緯を踏まえた、まちづくりおよび自治の発展をめざすための、区政の基本理念。

#### (2) 基本計画（平成26年度～平成35年度、10か年）

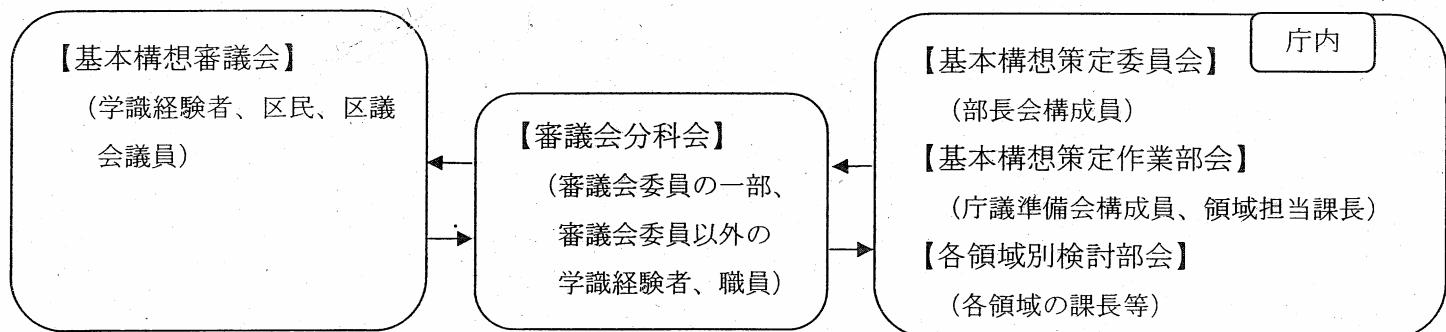
区を取り巻く向こう10年間の社会経済情勢を踏まえ、具体的な政策課題を整理し、解決の方向性を体系化した行政運営の基本的指針。

### 3 策定の考え方

平成23年の地方自治法の改正により、基本構想の策定義務は撤廃され、自治体の裁量に委ねられたが、長期展望を持つ計画的な行政運営のためには、引き続き区政の基本的な指針を定め、広く区民の間で共有することが望ましい。したがって、基本構想審議会を設置し、区民、有識者らによる公開の場での幅広い議論を行い、区議会での議論、議決を経て、策定するものとする。

### 4 策定の体制

#### (1) 体制イメージ



#### (2) 基本構想審議会

- 役割 区の諮問（基本構想・基本計画の基本的方向を調査、審議すること）に基づき、政策課題の解決の方向性等について審議するほか、区が作成した基本構想・基本計画の「たたき台」や「素案」について議論する。最終的には、基本構想全文、基本計画大綱（基本計画の策定にあたり、その基本的な考え方、主要課題、解決の方向性等を盛り込んだもの）を区内に答申する。

- ・委員 25人以内  
学識経験者、区民（区政協力団体、公募区民）、区議会議員
- ・分科会 審議会の中で政策課題の解決の方向性等について審議する際に、審議会の委員を政策課題等のテーマごとに分け、それぞれの専門分野について議論を深めるため、分科会を設置する。分科会には、委員以外の学識経験者等や区の職員も参加し、議論する。分科会の審議内容は、庁内にフィードバックし、庁内の検討内容について議論する。

### （3）基本構想策定委員会

- ・役割 基本構想・基本計画策定の重要事項の検討を行う。（基本構想・基本計画の「たたき台」「素案」「案」の決定）

- ・委員 部長会構成員

### （4）基本構想策定作業部会

- ・役割 基本構想・基本計画の策定作業を行う。（審議会への提供資料の検討、審議会の審議内容を受けた検討、基本構想・基本計画の「たたき台」「素案」「案」の作成）

- ・委員 庁議準備会構成員、各領域計画担当課長

### （5）事務局

政策企画課とする。基本構想等策定に向けた事務全般を執行する。

なお、各種資料の作成等にあたっては、政策研究担当課と連携して実施する。

### （6）各領域別検討部会

- ・役割 基本構想・基本計画策定にあたって、各領域の主要課題を整理し、基本構想・基本計画の構成要素案および実施計画案の検討を行い、領域ごとの様々な計画との整合を図る。

- ・委員 各領域の課長等で構成する（総合支所の関連する領域の代表を含む）。

## 5 区民参加、意見集約

- （1）基本構想審議会を公開で実施する。
- （2）シンポジウム（区民同士の意見交換会）を開催し、参加区民を公募する。
- （3）基本構想の策定段階から、区のホームページ等を活用して審議経過を公表するとともに、パブリックコメント等により区民から意見や提案を募る。

## 6 条例の改正

世田谷区基本構想審議会条例の制定について、平成23年第3回区議会定例会に提案する。（別紙1）

## 7 今後のスケジュール（予定）

平成23年 9月 第3回区議会定例会（審議会条例、補正予算）

10月15日 区のおしらせ10月15日号

（基本構想審議会区民委員募集）

12月中旬 審議会設置（諮問）

※審議会は平成25年3月まで月1回程度開催する。

平成24年 2月 シンポジウム（区民同士の意見交換会）の開催

平成25年 1月～3月 パブリックコメント（基本構想・基本計画（素案））  
4月 答申  
5月～7月 パブリックコメント（基本構想・基本計画（案））  
9月 第3回区議会定例会（基本構想（案））  
12月 議会報告（基本計画（案））